





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月26日(火) 第9685号

■ 目 次

	ページ
規則	
○群馬県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医務課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	3
	3
○同	3
○同	4
○道路の供用開始(同)	4
〇同	4
○同	5
○都市再生特別措置法の規定による特例道路占用区域の指定(同)	5
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による指定の告示の一部改正 (同)	6
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正 (同)	6
公告	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	8
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同)	8
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	8
○開発工事の完了(建築課)	9
収用委員会公告	
〇公示送達	9
監査委員公告	
○監査結果の公表	9

規

則

平成三十一年三月二十六日群馬県保健師助産師看護師法施行細則 の 一 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事 大 澤 正 明

群馬県規則第二十一号

部を次のように改正する。群馬県保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年群馬県規則第三十七号)群馬県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 の

別記様式第四号中 开 名 を 开

同様式注3中 氏 名 (旧姓併記の希望がある場合は、旧姓)」 に改

戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍が記載され、かつ、個人番号が記載されていない住民票の写し(外国籍の者のうち、短期在留者の場合には旅 は国籍等の記載がある住民票の写し) その他の身分を証する書類の写し、中長期在留者又は特別永住者の場合に 戸籍謄本又は戸籍抄本(外国籍の者のうち、短期在留者の場合には旅券 を

名に旧姓の併記を希望する場合には、本籍又は氏名の変更経過が確認でき には国籍等の記載がされ、かつ、個人番号が記載されていない住民票の写 ただし、出願後に本籍若しくは氏名の変更があった場合又は免許証の氏

券その他の身分を証する書類の写し、中長期在留者又は特別永住者の場合

に

別記策式第五号中改める。 る戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

5500	旧姓併記 有・無	A	氏 名	5 言木 古 多 三 寸
	- -		を	

改める。

2 の群馬県保健師助産師看護師法施行細則(同項において「改正後の規則」とおいて「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書は、改正3、この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健師助産師看護師法施行細則(次項1、この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。附 則 の相当規定により提出されたものとみなす。 、 改正後 (次項に

> があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書の用 ることができる。

3

■ 告 示

◎群馬県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
一般国道	122号	館林市小桑原町字中島1082番の5 地先から同市苗木町字苗木西2447	前	ı	_
		番の298地先まで	後	$25.1 \sim 33.3$	1087.9
		館林市小桑原町字中島1082番の5 地先から邑楽郡明和町大佐貫689番	前	8. 5~36. 5	3750.0
		地先まで	後		_

◎群馬県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	中瀬牧西線	伊勢崎市境平塚1717番の1地先か ら同市同1911番の1地先まで	前	7. $4 \sim 10$. 2 11. $3 \sim 23$. 6	1 7 0. 0 2 4 1. 8
			後	11.3~23.6	2 4 1. 8

◎群馬県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	下仁田安中倉 渕線	番の1地先から同市同字稲葉上715		$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 6 1. 7 3 2 8. 3
		番の1地先まで	後	13.7~32.8	3 2 8. 3

◎群馬県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山 5		_	_
		58番の9地先から同郡東吾妻町大字 大柏木字上ノ沢670番の4地先まで		12.3~86.9	3 1 7 7. 5

◎群馬県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	下久屋渋川線	渋川市赤城町宮田字不動89番地先から同市同字同39 番地先まで	平成31年3月27日

◎群馬県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	渋川松井田線	安中市松井田町土塩字東村842番の1地先から同市同 字中河原1541番の1地先まで	平成31年3月26日
	吉井安中線	安中市大谷字道坂212番の1地先から同市同字下田162番の1地先まで	

◎群馬県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道		富岡市一ノ宮字大臣1069番の1地先から同市同字坂井994番の2地先まで	平成31年3月26日

◎群馬県告示第86号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第62条第3項の規定により、特例道路占用区域を次のとおり 指定する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

1 指定する区域及び施設等の種類

道路の 種 類	路線名	指定する区域	延 長メートル	施設等の 種 類
県道		前橋市表町二丁目9番の12地先から 同市同9番の4地先までの左の歩道部		食事施設、購買施設その他これ らに類する施設(道路の通行者

	前橋市表町二丁目3番の4地先から同 市同3番の3地先までの左の歩道部	33.	4	又は利用者の利便の増進に資す るものに限る。)
	前橋市表町二丁目2番の7地先から同 市同2番の6地先までの左の歩道部	56.	0	

2 指定の期間 平成31年3月26日から平成34年3月31日まで

◎群馬県告示第87号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第244号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

表一般国道122号の項中「太田市只上町字向矢部578番の1地先から館林市富士見町784番の4地先まで」を「太田市只上町578番の1地先から館林市富士原町942番地先まで」に改め、同項に次のように加える。

館林市笛木町2447番の4地先から邑楽郡明和町川俣562番地先まで

表一般国道291号の項に次のように加える。

渋川市渋川1120番の4地先から同市中郷514番の6地先まで

表一般国道354号の項に次のように加える。

邑楽郡板倉町大字海老瀬2316番の2地先から同郡同町大字下五箇2012番地先まで

表県道高崎渋川線の項に次のように加える。

高崎市金古町72番の1地先から渋川市行幸田63番の1地先まで

表県道藤岡大胡線の項の次に次のように加える。

県道高崎神流秩父線 高崎市吉井町池38番の1地先から同市吉井町本郷3番の1地先まで

◎群馬県告示第88号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第245号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大 澤 正 明

1の表一般国道122号の項中「同郡明和町大字川俣562番地先」を「館林市富士原町942番地先」に改め、 同項に次のように加える。

館林市笛木町2447番の4地先から邑楽郡明和町川俣562番地先まで

1の表一般国道291号の項に次のように加える。

渋川市渋川1120番の4地先から同市中郷514番の6地先まで

1の表一般国道354号の項に次のように加える。

邑楽郡板倉町大字海老瀬2316番の2地先から同郡同町大字下五箇2012番地先まで

1の表県道前橋安中富岡線の項に次のように加える。

前橋市大友町二丁目23番の10地先から同市大友町一丁目5番の10地先まで

1の表県道高崎渋川線の項に次のように加える。

高崎市金古町72番の1地先から渋川市行幸田63番の1地先まで

1の表県道足利伊勢崎線の項に次のように加える。

太田市丸山町124番の1地先から伊勢崎市平井町1317番の4地先まで

伊勢崎市平井町1317番の4地先から同市三室町6141番の1地先まで

1の表県道大間々世良田線の項に次のように加える。

太田市小角田町107番の1地先から同市世良田町1361番の2地先まで

1の表県道高崎神流秩父線の項に次のように加える。

高崎市吉井町池38番の1地先から同市吉井町本郷3番の1地先まで

高崎市吉井町池38番の1地先から同市吉井町吉井川396番の1地先まで

1の表県道太田大間々線の項に次のように加える。

太田市藤阿久町779番の1地先から同市新田小金井町1451番の1地先まで

1の表県道由良深谷線の項に次のように加える。

太田市亀岡町123番の1地先から同市武蔵島町181番地先まで

1の表県道由良深谷線の項の次に次のように加える。

県道新堀尾島線

太田市堀口町294番の1地先から同市尾島町1番の1地先まで

太田市亀岡町123番の1地先から同市堀口町294番の1地先まで

1の表県道太田大泉線の項に次のように加える。

太田市東本町2番の19地先から同市小舞木町142番の1地先まで

2中「平成30年4月1日」を「平成31年4月1日」に改める。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 前橋都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第 2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 (1) 3・4・97号 問屋町東国分線 (2) 3・3・9号 西部環状線 (3) 3・4・110号 元総社北小西通線 (4) 3・4・36号 上新田前箱田線
- 2 都市計画の変更年月日 平成31年3月8日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域
- 2 都市計画の変更年月日 平成31年1月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 明和入ヶ谷南工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成31年1月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為 に関する工事が完了した旨を公告する。

平成31年3月26日

群馬県知事 大澤 正明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字店1636-8	館林市大街道1-5-29 エヴァーグリーン Ⅱ201 片野佑紀、片野麻衣

■ 収用委員会公告

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。 なお、送達すべき裁決書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管してあり、送達を受けるべき者にいつで も交付する。受領しないときは、平成31年4月16日をもって、その書類の送達があったものとみなされる。 平成31年3月26日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 事件名 浜川運動公園拡張事業並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成31年3月15日付け群収用委第30058-10号「裁決書正本の送達について」
- 3 送達を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番
 - (1) 氏名及び住所

氏 名	住 所
楊 威	不明 (土地登記記録上の住所)群馬県高崎市井出町454番地12

(2) 土地の所在及び地番 群馬県高崎市井出町字西下井出454番13

■ 監査委員公告

◎監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の 結果を次のとおり公表する。

平成31年3月26日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男 章 同 林 萩原 同 渉 同 水野俊雄

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の 趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並び に組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査対象機関 地域機関等44機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 1件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田行政県税事務所 (平成31年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校(平成31年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林美術館 (平成31年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 (平成31年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興センター (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎保健福祉事務所 (平成31年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (平成31年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (平成31年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農林大学校 (平成31年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (平成31年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 (平成30年10月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋産業技術専門校 (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 (平成31年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門校(平成31年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川保健福祉事務所 (平成31年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (平成31年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林行政県税事務所 (平成31年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (平成31年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻発電事務所 (平成31年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所 (平成31年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田山田水道事務所 (平成31年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部地域水道事務所(平成31年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (平成31年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
がんセンター (平成31年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
精神医療センター (平成31年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
小児医療センター (平成31年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (平成31年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部教育事務所 (平成31年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

文書館(平成31年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (平成31年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (平成31年1月22日)	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る 用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命 令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、平成30年5月16日に資金前渡された負担金7,500円 について、事務監査日(平成31年1月22日)現在において、用件終了後 10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
妙義青少年自然の家 (平成31年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (平成31年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (平成31年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (平成31年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (平成31年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 (平成31年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (平成31年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (平成31年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111